③　第三者への提供の手段又は方法
（例）
・　書籍として出版
・　インターネットに掲載
・　プリントアウトして他の施設関係者に手交

④　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
ただし、福祉関係事業者がこの指定による第三者提供を行っている場合であって、②又は③に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】
次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定（法第23条第１項から第３項まで）にかかわらず、福祉関係事業者は当該個人データを提供することができる。

①　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

②　合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

③　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いてあるとき
ア　共同利用をする旨
イ　共同して利用される個人データの項目
ウ　共同して利用する者の範囲
エ　利用する者の利用目的
オ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称
ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

1　保有個人データに関する事項の公表等【法第24条】

①　福祉関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
㈠　当該福祉関係事業者の氏名又は名称
㈡　全ての保有個人データの利用目的（第５の４⑴から⑶までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合を除く。）
㈢　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（第８の７の規定（法第30条第２項）により手数料を定めた時はその手数料の額を含む。）
ⅰ）　利用目的の通知の求め（第８の１②の規定（法第24条第２項）参照）
ⅱ）　開示の求め（第８の２①の規定（法第25条第１項）参照）
ⅲ）　内容の訂正、追加又は削除の求め（第８の３①の規定（法第26条第１項）参照）
ⅳ）　利用の停止又は消去の求め（第８の４①の規定（法第27条第１項）参照）
ⅴ）　第三者提供の停止の求め（第８の４②の規定（法第27条第２項）参照）
㈣　当該福祉関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申込先
㈤　当該福祉関係事業者が認定個人情報時保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

②　福祉関係事業者は、次の㈠及び㈡のいずれかに該当する場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。
㈠　①の規定（法第24条第１項）により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
㈡　第５の４⑴から⑶までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合

2　本人からの求めによる保有個人データの開示【法第25条】

①　福祉関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、遺族からの開示に対しては、死亡した者の情報は法の対象ではなく、法の規定に基づき開示をしなければならないというものではないが、これは遺族からの求めを禁じる趣旨ではないので、それぞれの事例に応じて対応する必要がある。なお、家庭環境に関する情報のように、死亡した者の情報が同時に遺族の個人データである場合には、当該遺族は自己の保有個人データとしてその開示を求めることができる。
なお、法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。本人に開示を行う旨の説明を行った際に、本人から開示をして欲しくない旨の申出があった場合には、法第25条第１項第１号から第３号までに該当するかどうかを判断し、該当する場合には法定代理人等に対して開示をしないことができる。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
ア　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
（例）
・　本人の状況等について、家族や関係者が福祉サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに本人自身に当該情報を提供することにより、本人と家族との人間関係等が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
・　本人に対して十分な説明をしたとしても、利用者本人に重大な心理的影響を与えその後に悪影響を及ぼす場合
イ　保有個人データを開示することにより、当該福祉関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
ウ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

②　他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し①の規定の本文（法第25条第１項本文）に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合には、①の規定（法第25条第１項）は、適用しない。